

奈良県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
玉田 尚生	虹整骨院 大和郡山市筒井町五三一―一	平成三十年十一月五日
吉田 拓人	はなまる整骨院 生駒市あすか野南二―一―六	平成三十一年二月十二日